

公立大学法人滋賀県立大学図書情報センター規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 5 条第 2 項の規定に基づき、図書情報センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、滋賀県立大学（以下「本学」という。）の教育および研究活動に必要な図書、学術雑誌等（以下「学術資料」という。）および情報関連環境を整備し、これを効果的に運用および提供することによって、本学の教育および研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 教育および研究に関連する情報の収集、蓄積、処理および提供
- (2) 情報および通信関連システムの整備、管理および運営
- (3) 教材開発およびマルチメディア環境を活用した教育活動の支援
- (4) 学術資料の収集、整理、保存および提供

(利用者の範囲)

第 4 条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生（科目等履修生、特別聴講学生、研究生および研修員を含む。）
- (2) 公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の役員
- (3) 法人の職員（契約職員および非常勤職員を含む。）
- (4) その他図書情報センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(開館時間)

第 5 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとし、次の各号に掲げる施設は午前 9 時から午後 7 時までとする。

- (1) 情報処理演習室
- (2) LL 教室
- (3) AV スタジオ
- (4) CAI 教室

2 前項の規定にかかわらず、休業期間中のセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、後期定期試験終了から春季休業までの間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 6 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
 - (4) 大学入学共通テストの前日
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長は必要がある場合は、休館日に開館することができる。この場合において、開館時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、利用することができる施設は、第 5 条第 1 項に掲げる施設を除くものとする。
- 3 センター長は必要がある場合は、臨時に休館日を設け、または休館日を変更することができる。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、利用規程で定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。